

愛知教育大学附属名古屋中学校後援会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、愛知教育大学附属名古屋中学校後援会と称する。

第2条（目的）

本会は、愛知教育大学附属名古屋中学校（以下、単に「本校」という。）の設備、施設、その他の教育環境の整備発展を図るとともに、本校教員の教育研究を助成することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 本校生徒の活動および教育環境改善を後援する事業
- (2) 本校の生徒の学習、保健及び安全に関する活動を後援する事業
- (3) 本校のPTA活動の後援をする事業
- (4) 本校の教員の教育活動及び教育研究活動を後援する事業
- (5) 本校の教育研究及びPTA活動に関連する勉強会、人的交流会等の主催、運営及び運営協力
- (6) その他前各号に関連する事業

第3条（所在地）

本会は、本校に所在するものとする。

第2章 会 員

第4条（入会）

- 1 本会の目的に賛同し、入会した個人又は法人を会員とする。
- 2 会員の入会手続は、役員会が別に定める。

第5条（欠格事由）

次に掲げる者は、会員となることができない。

- (1) 現在、本校の教員、事務員その他の職員の地位にある者
- (2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、その他反社会的勢力に該当する者
- (3) 本会を除名されてから、3年を経過しない者
- (4) その他、会員となることを拒否すべき正当な事由があると認められる者

第6条（会費）

- 1 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 必要と認めるときは、役員会の議決により、入会金又は会費を免除することができる。
- 3 退会、除名、その他どのような理由であっても、すでに納入した入会金及び会費は、会員及び会員であった者に返還しない。

第7条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 死亡したとき、又は解散したとき。
- (3) 第5条の各号の一に該当することが明らかになったとき。
- (4) 入会金又は6月を超える期間にわたって会費を納入しないとき。ただし、前条第2項の場合を除く。
- (5) 総会員の同意があったとき。

第8条（退会）

会員は、いつでも退会することができる。

第9条（除名）

- 1 会員が、本会の名誉を棄損したとき、本会に著しい損害を与える行為をしたとき、その他正当な事由があるときは、役員全員の賛成により、その会員を除名することができる。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（会員名簿）

- 1 本会は、会員の氏名又は名称、並びに住所又はメールアドレスを記載した会員名簿を作成する。
- 2 会員の退会又は除名があった場合、会員名簿から当該会員の登録が抹消された日をもって、当該会員の退会又は除名の日とする。

第3章 総会

第11条（構成）

総会は、すべての会員をもって構成する。

第12条（種類）

- 1 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、本校の年度開始から2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

第13条（開催地）

- 1 総会は、本校において開催する。
- 2 総会を本校で開催することができない事情がある場合は、本校の近隣の場所で開催する。

第14条（招集）

- 1 総会の開催は、理事会の決議により決定する。
- 2 総会の招集通知は、会日の5日前までに各会員に対して発する。

第15条（議決権）

各会員は、各1個の議決権を有する。

第16条（議長）

総会の議長は、会長がこれに当たる。

第17条（権限）

総会は、規約で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算の決定、決算の承認、規約の改正、その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第18条（総会の定足数等）

総会の定足数は、会員の3分の1とし、議決は、出席した会員の過半数によって行う。

第19条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成し、議長、出席した理事及び出席した監事は、これに記名押印する。

第4章 役員

第20条（員数）

本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

第21条（選任）

理事は、総会の決議によって、会員の中から選任する。ただし、理事及び監事のいずれも、本校の生徒の保護者である者の合計数が、その総数の過半数となることはできない。

第22条（会長及び副会長）

理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

第23条（理事の職務）

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の代行をする。
- 3 理事は、前2項のほか、会計その他の本会の業務を分担執行する。

第24条（監事の職務）

監事は、理事の職務の執行及び本会の会計を監査し、会計監査報告を作成する。

第25条（報酬）

役員は、無償とする。

第26条（任期）

- 1 役員の任期は、選任後各年度の定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 役員は、再任された場合であっても、通算で3年を超えることができない。

第4章 理事会

第27条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第28条（職務）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

第29条（招集）

理事会は、会長がその開催を決定し、招集する。

第30条（決議）

- 1 理事会の議決は、理事の過半数によって行う。
- 2 各理事は、理事会における議決権を、書面又は会長が定めるアドレスへ送信する電子メールの方法によっても、行使することができる。ただし、他の理事に委任する方法で行使することはできない。

第5章 委員会

第31条（組織及び活動）

- 1 必要があるときは、総会の決議により、特定の目的のために、本会に委員会を組織することができる。
- 2 委員会の委員は、会員から、理事会が選任する。
- 3 委員会は、第1号の目的を達したと認めるときは、総会の決議により、解散する。

第6章 基金

第32条（抛出）

本会は、必要があるときは、総会の決議により、特定の目的のために、本会の会計から基金の抛出をすることができる。

第33条（基金の管理・使用）

- 1 基金は、本会の会計とは分別して管理しなければならない。
- 2 基金は、それを抛出した特定の目的にのみ使用しなければならない。

第34条（廃止）

- 1 基金は、次に掲げる一に該当する場合、総会の決議により、これを廃止することができる。
- 2 廃止された基金の残余は、本会の会計に返還する。

第6章 計算

第35条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第36条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始後、遅滞なく会長が作成し、直近の総会で承認を受ける。これらにつき、重要事項を変更する場合も、同様とする。

第7章 付則

第37条 本会則は、平成30年4月27日から実施する。